

令和5年度 第2回 青梅市立学校給食センター運営審議会 会議録

日 時

令和6年1月19日（金）午後1時30分から

場 所

青梅市役所3階教育委員会会議室

出席者

（委 員）

百合会長（議長）、青山副会長、神尾委員、小熊委員、片平委員、  
田中（三）委員、田中（順）委員

（事務局）

橋本教育長、布田学校教育部長、榎戸学校給食センター所長、  
久保栄養指導係長、小山業務係長、草野主任

欠席者

（委 員）

鈴木委員、清水委員、斉藤委員

開会

【事務局】

青梅市立学校給食センター条例施行規則第7条第2項の規定により、「会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。」と定められているが、本日10人中6人出席で会議が成立していることを御報告する。（開会宣言）  
議事録作成について説明した。

1 委嘱状について

【事務局】

新委員への委嘱状については、運営審議会の開催までに期間があったことから、事前に事務局から交付していることを報告した。  
委員紹介および事務局職員を紹介した。

2 教育長あいさつ

橋本教育長よりあいさつ

3 会長開会および開議宣言

百合会長よりあいさつおよび開議宣言

4 副会長の選任

【事務局】

事務局より選出方法について説明した。

【委員】

委員の互選により、青山委員が副会長に選出された。

【副会長】

青山副会長よりあいさつ

5 諮問事項

(1) 青梅市学校給食用物資納入基準について

橋本教育長から百合会長へ諮問書を読み上げ渡す

※ 公務のため橋本教育長退席

6 協議事項

(1) 青梅市学校給食用物資納入基準について

【事務局】

事務局より概要説明

【委員】

遺伝子組換えの表記について、説明してほしい。

【事務局】

「遺伝子組換えでないもの」という表示は、「食品表示基準」に掲げる義務対象の農産物およびその加工品のみ認められており、それ以外は禁止されている。また、以前は、分別管理を行っているものも「遺伝子組換えでない」との表示が可能だったが、「分別生産流通管理を実施している」という表示に変わった。遺伝子組換えのものは、遺伝子組換えと表記することが義務づけられている。

【委員】

豆腐の大腸菌については、常在菌とのことだが、大腸菌が検出されても安全なのか。

【事務局】

食品衛生法では豆腐は大腸菌群陰性とは規定されていないため、加熱して使用することとしている。加熱していないものは提供していない。

【委員】

納入基準最終ページの保存温度について、豆腐の保存温度は「冷蔵」となっているが何度で保存しているか。

【事務局】

青梅市では、10度以下で保存している。

【会長】

答申案配布

【事務局】

答申案について説明した。

【会長】

答申案の修正について意見がないため、答申案を正式な答申書とし、後日教育長へ渡すこととする。

7 その他  
特になし

8 会長閉会および閉議宣言  
百合会長の閉議宣言により、審議会を閉会した。